

議案第48号

白岡市いじめ防止対策推進委員会条例の一部を改正する条例

白岡市いじめ防止対策推進委員会条例（平成27年白岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「8人」を「10人」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(5) 法務局関係者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月26日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

いじめ防止対策推進法の規定に基づき設置している白岡市いじめ防止対策推進委員会に、法務局関係者を含めることにより、当該委員会と教育委員会の連携強化を図るため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。